

美作市健康寿命を延ばそう条例

基本理念

- ① 市民、市、教育機関等、美作市健康推進委員会及び地域活動団体等、事業者等が協働のもと相互連携を図りながら、全世代を通じて継続的に健康寿命の延伸を実現できる環境の整備に取り組むこと。
- ② 子どもから高齢者まで、全ての世代において市民一人ひとりが自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択し、自らの身体を整える力を育み、健康寿命の延伸のための取組を継続して取り組むこと。
- ③ 上記に掲げる取組の相互作用により健康寿命の延伸を伸展させ、市民がいきいきにこにこ笑顔で暮らせる美作市の実現を目指すこと。

基本理念に基づく責務・役割 関係者の協働と相互の連携

市民の役割

- ① 適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔の健康保持等、自らに適した健康づくりに継続して取り組むよう努める。
- ② かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つよう努めるとともに、がん検診、歯科健診、生活習慣病予防健診等の定期的な受診、保健医療関係者の指導及び助言の活用等により、自らの心身の健康状態を把握するよう努めるものとする
- ③ 市が実施する地域フレイル予防事業、健康アプリ事業等健康づくりに関する総合的な施策の意義を理解するとともに、家庭、地域、教育機関等及び職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努め、健康寿命の延伸のための施策に積極的に取り組むものとする。

教育機関等の役割

- ① 様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育及び体育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとする。
- ② 市、美作市健康推進委員会及び地域活動団体等、事業者等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割

- ① 当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断、がん検診並びに歯科健診及び生活習慣病予防健診等の受診の促進その他心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。
- ② 健康づくりに関する情報、技術及び活動の場の提供を行うとともに、市、教育機関等、美作市健康推進委員会及び地域活動団体等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

美作市健康推進委員会の役割

- ① 以下に掲げる市民の健康づくりに資する活動を他の地域活動団体等と共に協働し取り組むよう努めるものとする。
 - (A) 地域フレイル予防の啓発及び推進
 - (B) 健康アプリの利用促進
 - (C) 健康機能性の高いもち麦の摂取普及
 - (D) 減塩運動
 - (E) がん検診、歯科健診、生活習慣病予防健診等の受診勧奨
 - (F) 健康寿命延伸に関する施策及び取組の推進
- ② 市、教育機関等、地域活動団体等及び事業者等が実施する健康寿命の延伸に関する活動に協力するよう努めるものとする。

市の責務

- ① 市民、教育機関等、美作市健康推進委員会及び地域活動団体等、事業者等に対し、健康づくりに資する情報を提供し、相互に連携するよう努めるものとする。
- ② 部局間の連携を深め、地域フレイル予防事業、健康アプリ事業等健康づくりの気運の醸成及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。
- ③ 取得可能な医療・健診等分析データ及び健康に関するアンケート・各種調査の結果等を解析することにより、健康寿命延伸施策の検討・実施・調整・考察・評価を継続的に行うと同時に、他の自治体に政策の情報交換を働きかけ、市民と共有し健康意識の高揚を図るよう努めるものとする。

健康づくり推進計画に関する計画の策定

市民の健康寿命と平均寿命の推移の公表